

# 一般財団法人 工藤育英会

## 令和7年度 奨学生募集要項

一般財団法人工藤育英会（以下「当会」という）では、向学心に富み、かつ、学業優秀であるにもかかわらず、経済的に恵まれないため勉学に支障のある高校生、大学生に対し奨学金の給付事業を行っています。

### 1. 応募資格

- ・ 渡島及び檜山の各振興局管内に所在する高等学校の生徒で、かつ、北海道出身の子女又は当会においてこれらに準ずる者と認められた者であること。
- ・ 石狩、渡島、檜山、後志、胆振及び日高の各振興局管内に所在する大学（短期大学及び大学院を除く）又は高等専門学校の学生で、かつ、北海道出身の子女又は当会においてこれらに準ずる者と認められた者であること。

### 2. 採用人数

高校生又は高等専門学校生 1～3 年次	定員	20 名	（令和7年度採用人数 10 名）
高等専門学校生 4～5 年次又は大学生	定員	10 名	（令和7年度採用人数 4 名）

### 3. 給付する額

高校生及び高等専門学校生 1～3 年次	月額	15,000 円
高等専門学校生 4～5 年次及び大学生	月額	20,000 円

なお、当会の奨学金について返還義務はありません。

### 4. 給付する期間

現在在籍している学校での令和7年4月から卒業までの最短修学期間（修学期間中に留意事項の2又は3項に該当した場合、給付を停止又は打ち切ることがあります。）

### 5. 提出書類

- ① 当育英会奨学生採用願書（3ヶ月以内撮影の上半身写真貼付、4cm×3cm）
- ② 在学学校長又は学部長の推薦書（様式自由）
- ③ 学業成績証明書（現在大学1年次に在籍している場合は高校3年次の成績がわかるもの。）
- ④ 家庭状況書
- ⑤ 申込者と同一生計の家計維持者（父母どちらとも。父母がいない場合は、代わって家計を支えている人。）の収入証明書類。原則として、所得証明書〔市町村発行〕（『所得の内訳』の記載のあるもの）（コピー可）
- ⑥ 返信用封筒（選考結果通知用。定形〔長3〕封筒に住所・氏名を記入し、110円切手を貼付して下さい。）

※ 提出書類に不備がある場合は、選考から除外することがありますので、提出書類の確認、記載事項の漏れがないか確認して下さい。

### 6. 書類提出先

在学学校を通じて、以下まで提出して下さい。

〒041-0802 函館市石川町169番地7（株工藤組内）  
一般財団法人 工藤育英会 （TEL 0138-46-1111）

### 7. 選考及び通知

当育英会の選考委員会にて選考し、選考結果は6月初旬を目途に学校及び本人に通知します。なお、選考結果について電話でのお問合せには応じません。

### 8. 支給方法

採用決定者には、令和7年度4月分から支給します。初回は6月末頃に4～6月分を支給し、以降3か月毎に3か月分ずつ支給します。

### 9. 応募締切日

令和7年5月9日（金） 当日消印有効

### 10. 個人情報の取扱い

奨学金出願に関する提出書類や記入情報は、奨学金の給付業務に利用し、その他の目的には利用致しません。なお、選考に漏れた方の提出書類は選考後責任をもって廃棄処分いたします。

### ☆ 留意事項 ☆

#### 1. 奨学生の義務

- （1）誓約書の提出（採用決定時）
- （2）成績証明書および修学状況についての報告の提出（毎年4月末までに）

#### 2. 奨学金の給付の停止

次のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止します。

- （1）「奨学生の義務」を怠ったとき
- （2）休学したとき（留学等により卒業予定年月が延期された場合を含む）
- （3）学業成績又は素行が著しく不良となったとき
- （4）生徒又は学生としてふさわしくない行為があったとき
- （5）本会の名誉を傷つける行為があったとき

#### 3. 奨学金の給付の打ち切り

次のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を打ち切ります。

- （1）学籍を失ったとき
- （2）留年したとき
- （3）奨学金の給付を辞退したとき（当会規定による）